

○菊池市桜の里プロジェクト桜苗木交付要綱

令和4年10月24日

告示第258号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の市民による市民のための「日本一の桜の里づくり」を推進することで、菊池市が進める「癒しの里」構想を実現するための桜苗木の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この制度は、市木である桜苗木を菊池市内で桜の植樹活動を行うNPO法人等の民間団体、地域住民団体等へ交付することにより、桜を郷土の遺産とし、市民の郷土愛を醸成するとともに菊池ファンを増加させ、観光及び経済の活性化に資することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 桜苗木の交付対象者は、次条に規定する交付対象となる場所において、桜の植樹活動を行うNPO法人等の民間団体、地域住民団体等とする。

(交付対象となる場所)

第4条 桜苗木の交付対象となる場所は、桜の植樹に関して土地の所有者及び管理者の同意が得られており、かつ、市内の一般に公開された場所(道路沿い、区所有土地、自治公民館、公園等)であることを条件とする。

(申請者の責務)

第5条 桜苗木の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、桜苗木の交付が市の貴重な財源で賄われているものであることに留意するとともに、この要綱及び関係法令等の定めに従って、誠実に桜の植樹を行わなければならない。

2 申請者は、交付を受けた桜苗木の維持管理については、申請者の責任において行わなければならない。

(交付の内容)

第6条 桜苗木の交付については、次の各号に掲げる交付対象者につき、当該各号に定めるとおりとする。

(1) NPO法人等の民間団体が植樹する場合 植樹総本数の2分の1以内とし、20本を限度とする。

(2) 地域住民団体等が植樹する場合 10本を限度とする。

(交付申請)

第7条 桜苗木の交付を受けようとする者は、菊池市桜の里プロジェクト桜苗木交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図(写真等を含む。)

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、桜苗木を交付することが適当と認めるときは、交付を決定し、菊池市桜の里プロジェクト桜苗木交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、桜苗木を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定による桜苗木の交付を受けた者が植樹活動を完了したときは、菊池市桜の里プロジェクト桜苗木交付実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、植樹活動完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 写真(植樹活動の内容が分かるもの(植樹前・植樹活動中・植樹後))

(2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

菊池市桜の里プロジェクト桜苗木交付申請書

年 月 日

菊池市長 様

（事業者）団体名 _____

住 所 _____

代表者名 _____

連絡先 _____

事業実施箇所 （植樹箇所）	
事業実施年月日	着手 : 年 月 日 完了 : 年 月 日
事業内容	
事業効果	
苗木申請本数	本
その他	交付後の桜の植樹及び維持管理は、事業者が行います。

添付書類 ①位置図（写真等を含む。）

②その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

菊池市指令第 号
年 月 日

様

菊池市長

菊池市桜の里プロジェクト桜苗木交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった桜苗木について、下記のとおり交付決定しましたので、菊池市桜の里プロジェクト桜苗木交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定内容

事業実施箇所 (植樹箇所)	
事業内容	
事業効果	
桜苗木交付本数	本

2 交付日

年 月 日より1箇月以内
詳細は調整させていただきます。

3 遵守事項

- 植樹活動が完了したときは、30日以内に菊池市桜の里プロジェクト桜苗木交付実績報告書（様式第3号）を提出すること。
- 申請者は、桜苗木の維持管理に努めること。

様式第3号（第9条関係）

菊池市桜の里プロジェクト桜苗木交付実績報告書

年 月 日

菊池市長 様

（事業者）団体名 _____

住 所 _____

代表者名 _____

連絡先 _____

事業完了年月日	完了日 : _____ 年 月 日
事業効果	
交付本数	本
その他	桜の維持管理は、事業者が行います。

添付書類 ①写真（植樹活動の内容が分かるもの。（植樹前、植樹活動中、植樹後））

②その他市長必要と認める書類

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第9条関係)